

「指定短期入所生活介護」
ショートステイ 五明苑

重要事項説明書

社会福祉法人 双星会

令和5年10月1日改定

「指定短期入所生活介護 ショートステイ 五明苑」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定 第3870102534号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 従業員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 双星会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市高木町252番地 |
| (3) 電話番号 | 089-979-0172 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 門屋 京子 |
| (5) 設立年月 | 昭和48年10月9日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成14年5月1日指定
松山市3870102534号
※当事業所は特別養護老人ホーム五明苑の併設型、
空床利用サービスです。
- (2) 事業所の目的 介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活必要な居室及び教養施設をご利用いただき、指定短期入所生活介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 ショートステイ五明苑
- (4) 事業所の所在地 愛媛県松山市菅沢町乙411-1
- (5) 電話番号 089-977-3711
- (6) 事業所長(管理者)氏名 門屋 僚一
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族の交流を目指すものである。
- (8) 開設年月 平成14年5月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時

- (10) 利用定員 最大12人(併設型2名、空床型10名)
- (11) 通常の送迎の実施地域 松山市(島しょ部を除く)
- (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	7室	
2人部屋	1室	
4人部屋	12室	
合計	20室	
食堂及び機能訓練室	1室	
浴室	2室	普通浴槽・車椅子浴槽・機械浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室の変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 従業員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護を提供する従業員として、以下の職種の従業員を配置しています。

<主な従業員の配置状況>※従業員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種 名	員数	職 務 内 容 等
施設長（管理者）	常勤 1名	当法人の理事長の命を受け施設の統括管理等 指定短期入所生活介護計画等の作成・管理
医師	1名	利用者の健康管理療養上の指導等（嘱託）
生活相談員	常勤 2名	サービス提供に関する総合的調整、施設サービス 計画等の作成・管理の補助、利用者やその家族と の相談業務、介護及び各種機関との連絡調整等そ の他この事業に必要な業務
介護職員	常勤換算 16以上	施設サービス計画に基づいた介護及びレクリエー ション、利用者やその家族との相談その他この事 業に必要な業務
看護職員	常勤換算 3以上 (内常勤1名以 上)	利用者の健康管理、医療との連携、利用者やその 家族との相談その他この事業に必要な業務
機能訓練指導員	1名以上	要介護状態の軽減又は悪化防止のための機能訓練 の実施・指導その他この事業に必要な業務
事務職員	必要数	事務その他この事業の運営に必要な業務
管理栄養士	1名	利用者の栄養及び身体的状況、嗜好を考慮した献 立作成と調理指導、衛生管理、調理委託業者との 連絡等
調理員	必要数	管理栄養士の献立により利用者用食事の調理業務
夜警員	1名以上	施設、利用者の安全、緊急対応等の業務

<主な職種の勤務体制>

職 種		勤 務 体 制
1. 医師	(内科)	水曜日 (月4回) 13:30~15:30
	(精神科)	第1、第3土曜日 14:00~17:00
2. 介護職員		早出 7:00~16:00 日勤 9:30~18:30 夜勤 16:00~翌10:00
3. 看護職員		日勤 9:00~18:00 上記時間外にて緊急時対応有り
4. 機能訓練指導員		日勤 9:00~18:00 上記時間内で月18時間程度

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割か8割か7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食材料費・調理に関する費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食7:30~8:30 昼食12:00~13:00 夕食17:00~18:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の送迎の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

○下記の料金表は1割負担の表示です。2割負担の方は食費・滞在費を除き2倍になります。

3割負担の方も同様です。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 5,960 円	要介護度 2 6,650 円	要介護度 3 7,370 円	要介護度 4 8,060 円	要介護度 5 8,740 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,364 円	5,985 円	6,633 円	7,254 円	7,866 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	596 円	665 円	737 円	806 円	874 円
4. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 円				
5. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円				
6. 食費 朝食 昼食 夕食	445 円 500 円 500 円				
7. 滞在費（多床室） （部屋代、水道光熱費）	855 円				
8. サービス利用に係る自己負担額（3~7）	2,915 円	2,984 円	3,056 円	3,125 円	3,193 円

- ※ その他
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）8.3%
 - ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）2.7%がプラスされます。
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%がプラスされます。

- 料金表中
- 4 夜間職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
 - 5 サービス提供体制強化加算
介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

滞在費、従来型個室利用の場合は、1日あたり 1,171 円になります。

○ 加算体制は、令和5年10月1日現在であり、状況により変動する場合があります。

※ 送迎加算として片道 184 円のご負担になります。

ご利用者がまだ要介護度認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供にかかる費用（食材料費・調理費用相当）

食材料費及び調理等食事の提供にかかる費用は、下記のとおりです。

1食毎に計算されます。

朝食	445円
昼食	500円
夕食	500円

②理髪・美容

[理髪サービス]

毎月1回、理・美容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の必要な時は実費をいただきます。

<例>主なレクリエーション行事予定 体操、輪投げ、魚釣りゲーム等

④複写物の交付

ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

タオル 石鹸 寝まき 等

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥滞在費

お部屋は、従来型個室、多床室をご利用いただけます。

利用費用として従来型個室の場合は、1日あたり滞在費1,171円

多床室の場合は、1日あたり滞在費855円をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあ

ります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況 なし

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

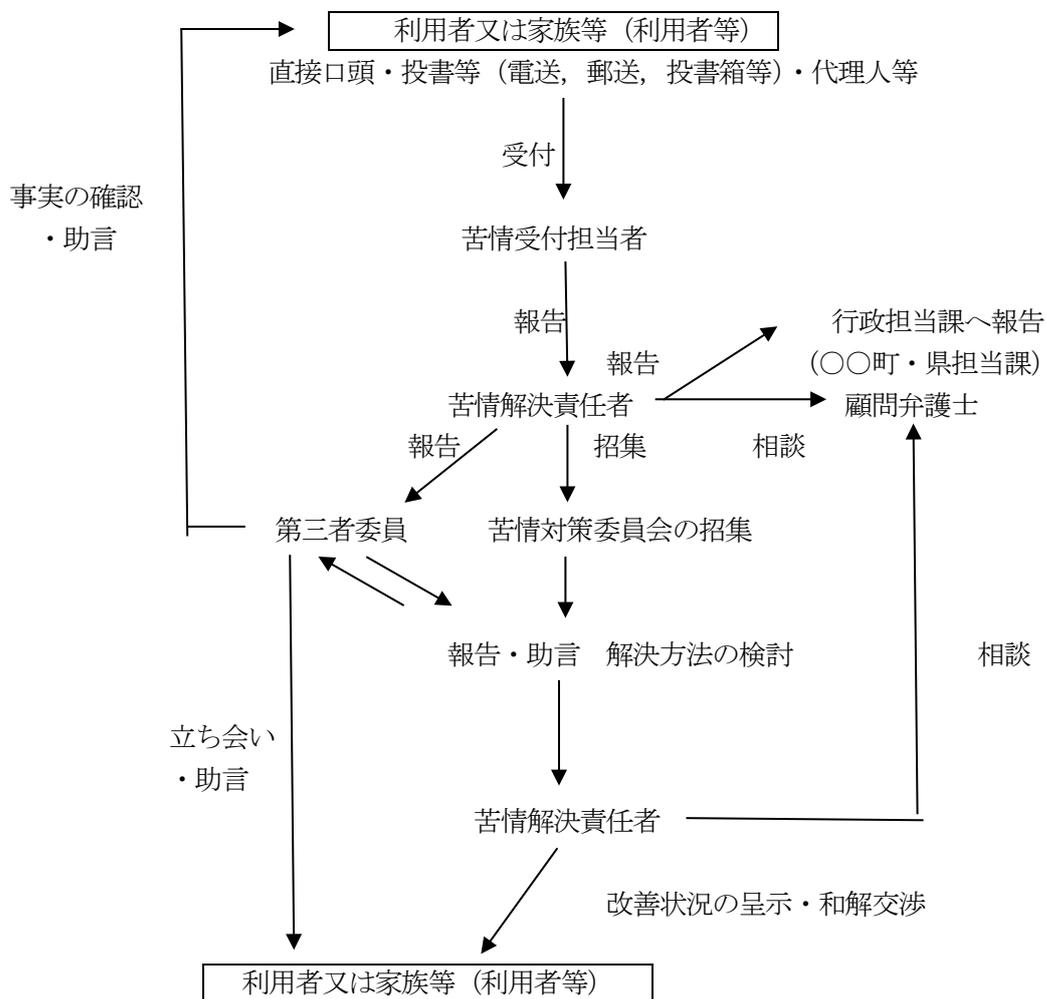
〔職名〕 介護支援専門員兼生活相談員 新田 誠

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日

9:00～17:30

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

社会福祉法人双星会 苦情対応フローチャート



(2) 行政機関その他苦情受付機関

松山市役所 介護保険課	所在地 電話番号 受付日時	松山市二番町4丁目7-2 Tel 948-6968 fax 934-0815 平日 8:30~17:15
愛媛県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付日時	松山市高岡町101番地1 Tel 968-8700 fax 968-8717 平日 8:30~17:15
愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付日時	松山市持田町3丁目8-15 Tel 998-3477 fax 921-5289 平日 9:00~12:00、13:00~16:30

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 ショートステイ 五明苑

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

利用者住所 利用者氏名 印

代筆者氏名

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 2,550.36㎡
- (3) 事業所の周辺環境

松山の別荘地ともいわれる五明地区の五明苑は、自然がいっぱいの中にある高齢者の方の憩いの場です。

敷地面積9,417.69平方メートル、建物床面積2,550.36平方メートルの苑舎の居室はすべて一階となっており、苑内、苑庭散歩が楽しめます。

散歩道は、十数本の桜並木となっており、春の桜はまわりの緑とも相まって、この地でもすばらしい景色と言われています。この木々には、うぐいす、めじろなどの野鳥も多く飛来し、居室にいてもその声が聞こえるほどであります。

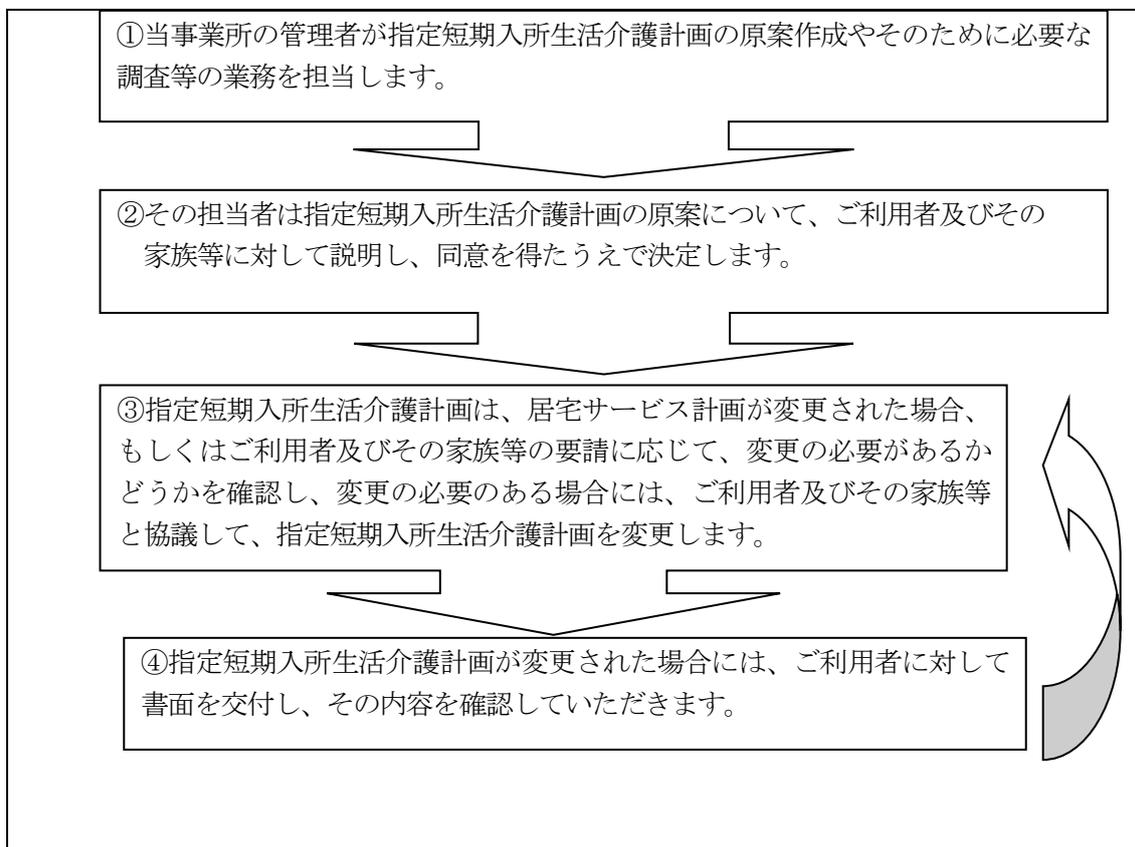
ほぼすべての居室には南側に窓があり、日当たり良好です。

五明苑の向かいには郵便局があり、地域には、松山市の野外活動センターや病院、五明支所、五明小学校、五明幼稚園もあり、伊予漫才の保存地区でもあるこの地区の方との地域交流も盛んです。

静けさの中、「澄みきった空気、清らかな名水、人情の里」は、この地ならではの味わいがあります。

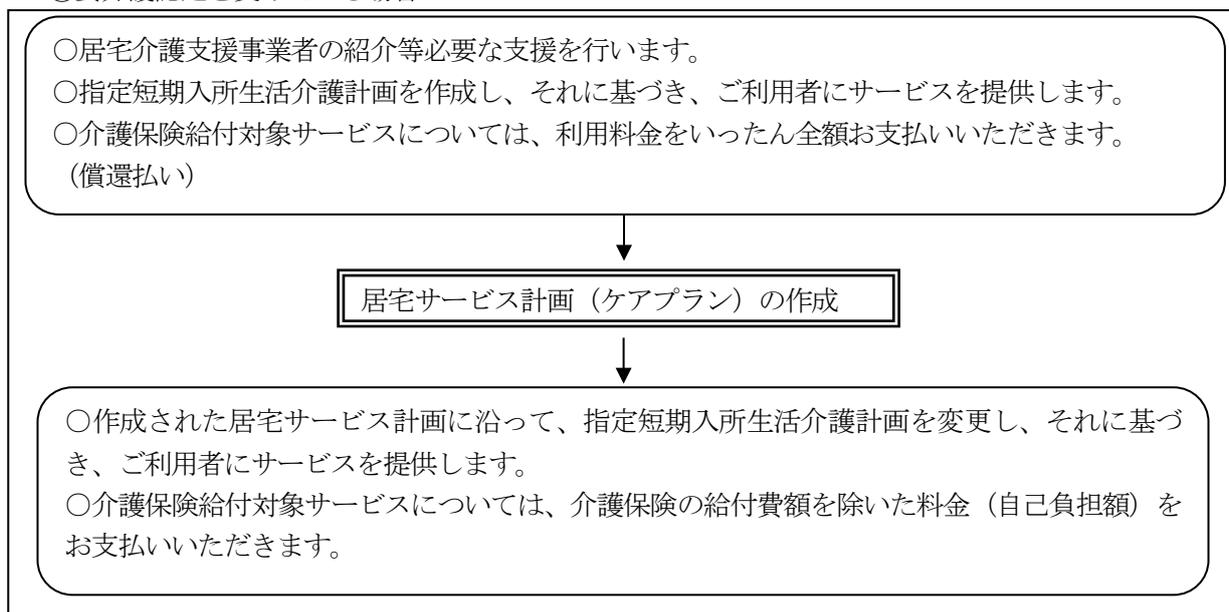
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「指定短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

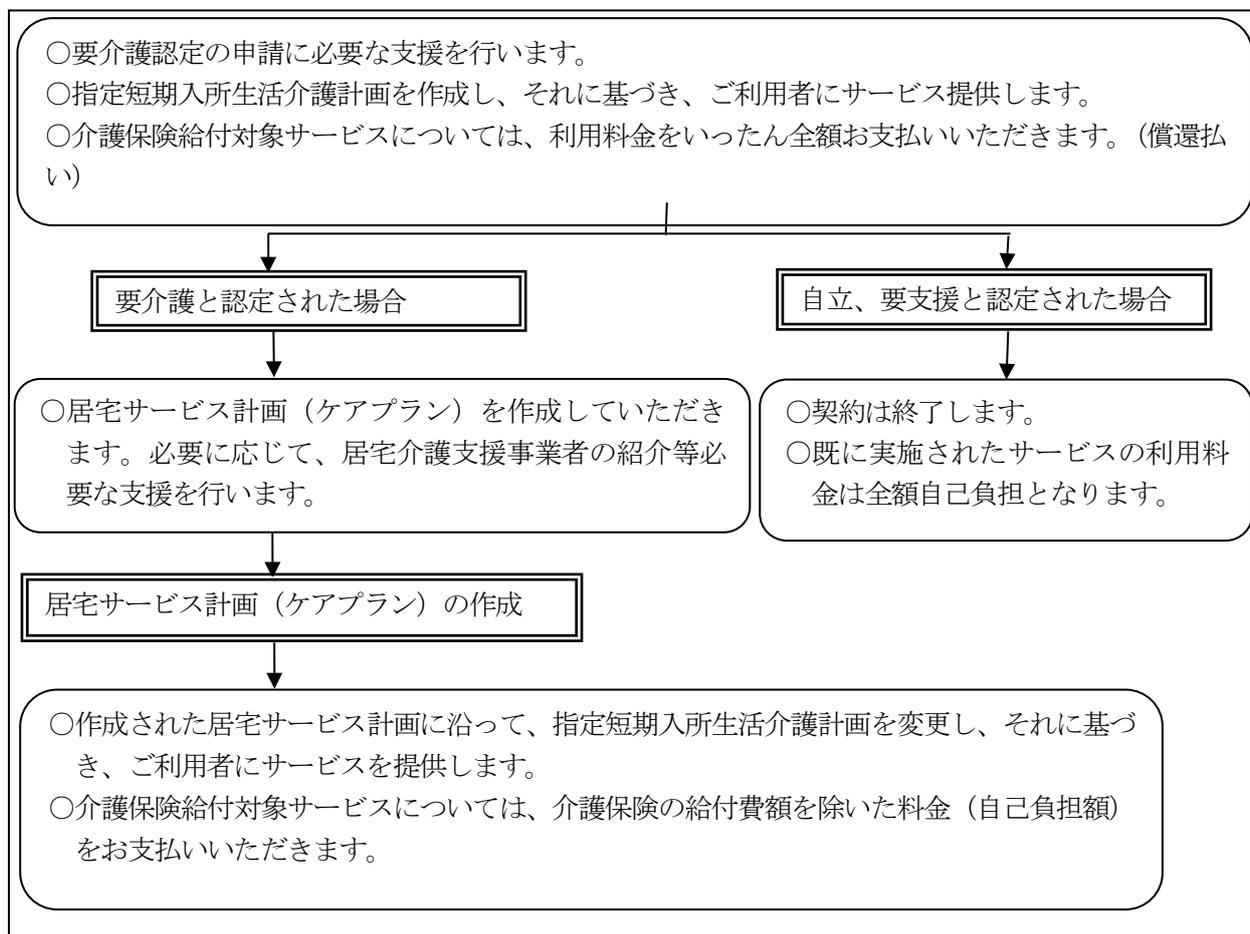


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、個人情報に関する当法人基本方針に従い、個人情報の利用目的（別紙3）を遵守するとともにサービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

4. サービス利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

(衣類・日用品・身の回り品・テレビ・ラジオ)

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内の立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の従業員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内は禁煙となっております。施設内での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科	電話番号
牧病院	松山市菅沢町甲1151-1	精神科	089 (977) 3351
砥部病院	伊予郡砥部町麻生40-1	総合	089 (957) 5511

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科	電話番号
松山デンタルクリニック	松山市竹原3-17-33	歯科	089 (932) 1801

5. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第16条参照)

- | |
|---|
| <p>①ご利用者が死亡した場合</p> <p>②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</p> <p>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</p> <p>④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> <p>⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）</p> |
|---|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定短期入所生活介護を実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病状歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います

8. 非常災害対策について

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

9. 緊急時における対応

施設は、施設サービスの提供を行なっている時に入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

10. 虐待の防止のための体制

- (1) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。